

諮詢序：法務大臣

諮詢日：令和7年6月20日（令和7年（行個）諮詢第168号）

答申日：令和7年12月12日（令和7年度（行個）答申第155号）

事件名：本人の「事件と証拠」等に係る保有個人情報の不開示決定（適用除外）  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「全部（特定個人A〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係る刑事局の  
もの全部）」であって、「事件と証拠」「事件の有無」に記録された保  
有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報  
の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用さ  
れないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月27日付け  
法務省刑総第138号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」と  
いう。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その  
取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書によ  
ると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ。なお、添付資  
料は省略する。）。

##### （1）審査請求書

証拠が無いのに、国が気に入らぬと刑事事件の犯人にされるのか知り  
たい。

しかし、本人の名前で本人の個人情報が含まれて係る事もあるので、  
本人が、知っておくべきで、本人が、全部の開示を求める。

##### （2）令和7年8月5日受付意見書（以下「意見書1」という。）

###### 正しい履歴書が53件の履歴書詐欺罪

〇〇年頃に、私が、〇〇で就職活動を始めたのは、私が、〇〇が気  
に入って〇〇で生活をするために就職活動を始めた。しかし、一つ  
も決まらなかった。それに、提出した正しい履歴書詐欺になった。  
それらは、刑事上の履歴書詐欺罪が適用されるはずがない。その様  
なことは、今までなかつたので何かの誤りだ。と思い込んで私は、  
平気で仕事を探し続けた。そうしていたら正しい履歴書が53件も

履歴書詐欺罪になった。

私の履歴書の事を言うと特定個人Aから、特定個人Bになってから（甲第2号証）特定個人Aの履歴書（甲第1号証）の記述内容（甲第3号証から甲第13号証）の本人の学歴と（甲第18号証と甲第19号証）の職歴と住所と氏名（甲第20号証から甲第27号証）の資格証明書で私の正しい履歴書だと証明したい。

私は、〇〇県内では、一度も仕事をしていないし、働いてお金等をもらった事が無いのに、次々と刑法上の詐欺罪になった。大体〇〇年頃まで就職活動をした。つまり、私が調べた刑法上の詐欺罪とは、以下の通りだった。

(略)

就職活動を一つも決まらせずに一円も稼げずに終わった。

それでも、〇〇会社は何一つ受けなかった。だから、〇〇登録を全国で特定個人Bでは、一つも無いはずだ。

結局のところ私は、正しい履歴書であって、けして刑法上の履歴書詐欺罪は、一件も無いのに履歴書詐欺になった事件の履歴書は、何処の部分で、何処の箇所を詐欺した事になっているのか。どこの会社に提出した履歴書か。何枚あるのか。履歴書詐欺罪が逮捕状まで出されたのは、何故か。その履歴書詐欺罪になった事件の履歴書を証拠として提出してくれますか。それを見て誤解を解きたい。そして、53件もの私の履歴書をどうしても全部無くしたい。

実は、〇〇年春頃迄は、私の履歴書詐欺罪が多く53件も有る事を知らなかった。知つてからは是非無くしたいと思っている。

それと、〇〇大学での私の大卒の成績卒業証明書を勝手に取った学歴詐欺罪をした人の名簿を添付した。その記述内容を良く調べて証拠書類を揃えて警察署に提出して事件してくれた。〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇課の職員が事件になっている件で逮捕して犯人を挙げて欲しい。私は、〇〇卒業の学歴を決して誰にもあげる事は無い。

### 贈賄罪

〇〇年〇月から〇月末迄に、〇〇会社〇〇法人〇〇部の〇〇と〇〇が、学校名簿本、職場名簿、サークル名簿、〇〇の夏や冬のキャンプリーダー達の名簿、アドレス帳、手帳、戸籍や住民票をさかのぼった書類、サイン帳等の住所録全部が、盗まれた。それを、私の名で今でも使われている。それから、私の名前のサービス品を毎日の様に〇〇が盗み取った。私の名の押印やシールや名刺等を使い（本人以外の人が本人の名前を使い営業をしてはいけない。〇〇法　条）私の情報を使い私の名前の名刺やサービス品を使用して、犯罪個所

に私ではないのに、さも特定個人Aがやったことのように落としていくという犯罪を今でも〇〇会社でやっているのを聞いている。また、捕まって私の名前で吐いていて私の名前の事件にした。退社後30年以上たった今も偽名で使用してきせている。私が、身動きができず入院中も真夜中に300件以上も事件が6か月間以内に実際〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日の病院入院中の間にもあった。ひどい、当の本人は、聞かされるまで全然知らなかった。許せない。

#### 〇〇の不起訴処

〇〇が、偽名特定個人Aで、〇〇会社〇〇営業所で偽名登録した。その〇〇年〇〇月頃に、〇〇県〇〇地方法務局〇〇部職員に、殺人や傷害事件や贈賄罪等で偽名特定個人Aの名の不起訴処分の犯罪もした。犯罪者〇〇がやったので、数千件もの犯罪は〇〇が犯人だ。けして、特定個人Aでは無い。〇〇に、犯人名を変えて欲しい。

犯人名を偽名特定個人Aから、犯罪をした〇〇に変えてください。お願ひします。〇〇がやった事で私では無い。その頃、〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月迄私は、〇〇大学で学んでいて〇〇に住んでいた。決して〇〇県で仕事等1度位しか入っていないので犯罪の犯人を偽名の特定個人Aから、被告や囚人名を真犯人〇〇に移行して欲しい。その人〇〇は、偽名特定個人Aで〇〇会社にも一時期籍を置いて、罪を重ねている。それも、犯人がやった〇〇に変えて欲しい。そして、〇〇地方裁判所で死刑判決を受けて〇〇刑務所に服役も真犯人の実名〇〇に変えて欲しい。脱獄も同様にして欲しい。私は、刑務所に入所していない。脱獄したのが私だと勘違いしているのか、〇〇年に〇〇県の〇〇区役所の〇〇課の窓口の前で〇〇県警〇〇警察署〇〇警官が警棒を振るい右足を骨折した。そして、数日後に入院した。〇〇刑務所に入所した随分酷い極悪囚人〇〇は、遺体が痛ましいと聞いていて私は無関係なので今まで気が付かなかった。随分特定個人Aに罪をきせている。それと、私の服を断っているにもかかわらず勝手にきたり汚して返したこともあるがほとんどのは盗み取っていた。そして、私の家に昼夜といわず無断で嫌がっているのに入り盗んだり、妬んでか刃物で衣類や鞄類を切り込んでいる。うちは、損害額が多い。

私は、〇〇会社の〇〇法人〇〇部を〇〇年〇〇月から〇〇月末日まで以降、〇〇営業をただの一度もしたことがありません。登録〇〇年〇〇月だけです。その後は、一切していません。全部他の人に私は、罪を着せられている。各自犯行した人真犯人の名前に変えてくれますか。どうかよろしくお願ひします。

それから、○○刑務所に出向いたら知ったのですが、○○刑務所に入所した人の中に、数件○○会社に、○○をしていた（○○県○○支社○○営業所に偽名特定個人Aの名前で勤務していた）○○が7件以上も偽名特定個人Aで入所をしている、その他にも、○○等他にも数十人もいる。同様にして、分からぬ様にしようとして現在○○会社○○支社に700人もいるそうだ。そこに、数年（2から3年）前に行ったら、今でも○○会社に、○○支社○○営業所に偽名特定個人Aの名を使い営業していると○○地方法務局の職員に聞いたので確認し止めもらいたくて一度出向いたら、「今でも使っている。」と悪びれず言うので「辞めてもらいたい。」と言っておいたが「○○の様にやりたい。○○が成功したので私も同様に」。と若い子が使い困っている。（○○営業は、本人の名前でやらなくてはならない。（○○法 条））の○法が守られていない。より一層多くなって違法が堂々と行われていて、許せない。

私のは、○○会社○○法人○○30年前の社印シール名刺以外にはいはずだ。それも、退社時に処分した。なのに、使用している。

最近も、偽名特定個人Aの名を使い借りて、○○業界を廃業になつたのに、偽名で登録し何度も使用している何重にも違法行為重ねている。そういう人が何度も違法行為重ねてやっている。ひとりは、○○、○○、○○等。（○○の違法）会社名は、○○会社と○○会社等。

最近も○○年○○月から○○がまた偽名特定個人Aの名を使い○○会社○○で登録して働き始めた。また、偽名特定個人Aで犯罪を重ねるつもりだ。どうしても辞めさせたい。今までの事も、警察沙汰に真犯人名でしてもらいたい。例えば、○○年○○月○○日ごろ私が、40年頃前に1か月半だけ働いた○○のV I P○○会社のC E Oだった副社長の○○殺人を○○が偽名特定個人Aで近づいたり電話したりして殺人を特定個人Aさせた。その他にも、毎日の様に海兵隊を殺している様だ。

私の考えは、指紋を取ったりして、犯罪をやった人が罪として認め罰を受け償うべきだと思っている。私のやった犯罪では無いのは私に係る事が無い様にして欲しいし、各自犯罪をやった人が犯罪歴をつけられると思っていた。

日本は、気に入らないと犯行におよんでいなくとも偽名でも犯罪歴を付けられるのかを問いたい。私は、させられたり犯罪歴を付けられるのを、断りたい。

上記の理由で、強く開示希望

（2）令和7年8月6日受付意見書（以下「意見書2」という。）

諮詢庁に閲覧させることは適當ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

### 第3 訒問庁の説明の要旨

#### 1 訒問の対象となる決定について

本件諮詢は、法77条1項の規定に基づき、令和7年1月20日付けでなされた保有個人情報開示請求に対し、処分庁が行った法82条2項の規定に基づく不開示決定（原処分）を対象とするものである。

#### 2 訒問の要旨

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部の開示を求めているところ、諮詢においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

#### 3 訒問庁の判断及び理由

令和7年1月20日付け保有個人情報開示請求書における「開示を請求する保有個人情報」欄には、「全部（特定個人A〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係る刑事局のもの全部）」とのみ記載されており、保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されていなかったため、これを特定するに足りる情報の提供を求めるべく、同年2月10日、処分庁は、審査請求人に対し、補正を求めた。

これに対し、審査請求人からは、同月15日付け回答書において、保有個人情報を特定するに足りる事項として、「事件と証拠」、「事件の有無」との回答がなされた。

このような補正の結果から、処分庁は、審査請求人が請求する保有個人情報とは、「全部（特定個人A〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係る刑事局のもの全部）」であって、「事件と証拠」「事件の有無」に係る保有個人情報である、すなわち、「特定個人A〔生年月日〇年〇月〇日〕に関する刑事事件の訴訟に関する書類や、同刑事事件に際し押収された物に記録されている個人情報について開示を求める」ことを趣旨とするものであると判断した。

その上で、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報は、  
刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項により、法第5章第4節の規定はその適用が除外されると規定されており、また、法124条1項においても、刑事事件等に係る裁判、検察官等が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の適用が除外されると規定されている。

したがって、処分庁は、原処分を行ったものである。

#### 4 結論

以上のとおり、処分庁が、刑訴法53条の2第2項及び法124条に該当するとして不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持するのが相

当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ① 令和7年6月20日 | 諮詢の受理              |
| ② 同日        | 諮詢庁から理由説明書を收受      |
| ③ 同年8月5日    | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ 同月6日      | 審査請求人から意見書2を收受     |
| ⑤ 同月15日     | 審査請求人から資料を收受       |
| ⑥ 同月20日     | 審査請求人から資料を收受       |
| ⑦ 同年12月5日   | 審議                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」及び法124条1項の「刑事案件等に係る裁判、検察官等が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮詢庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

##### 2 法第5章第4節の規定の適用の可否について

###### (1) 適用除外の趣旨について

法124条1項は、刑事案件等に係る裁判、検察官等が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報は法第5章第4節の適用除外とする旨規定しているところ、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解される。

###### (2) 本件対象保有個人情報に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

審査請求書及び意見書1の文言を踏まえると、本件対象保有個人情報は、審査請求人を被疑者等とする刑事案件において、審査請求人が逮捕等されたことを前提として作成又は取得される文書に記録された保有個人情報であると解される。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法124条1項の「刑事案件等に係る裁判、検察官等が行う処分、刑の執行等に係る保有個人情報」

に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも趣旨が明らかではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」及び法124条1項の「刑事事件等に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は法124条1項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、刑訴法53条の2第2項について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美